

内子町職員 26 年度採用試験を行います

●試験区分、採用予定人数など

区分	一般行政職（初級）		保健師	保育士
	うち障がい者雇用			
採用予定人数	3 人程度	（ 1 人）	1 人程度	1 人程度
職種別 受験資格	——	身体障害者手帳 1 ～ 4 級の交付を受けている人で、自力で通勤でき、介護者なしに職務を遂行できる人。活字印刷文での出題や口頭での面接試験に対応できる人	保健師免許を有する人、または 27 年 3 月末までに取得見込みの人	保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人、または 27 年 3 月末までに取得見込みの人
職種別 必要書類	——	身体障害者手帳の写し	保健師免許の写し、または取得見込み証明書	保育士資格と幼稚園教諭免許両方の写し、または取得見込み証明書

●共通受験資格

- ①昭和 60 年 4 月 2 日～平成 9 年 4 月 1 日生まれの人で日本国籍を有する人
- ②採用と同時に内子町に住民登録し、将来にわたって町内に居住する意志のある人
- ③地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない人

●一次試験

- ・期日 9 月 21 日（日）
- ・場所 内子町民会館
- ・内容 一般教養・専門試験、作文、事務適性検査など

※詳しくは申込者に通知します。9 月 3 日（水）までに通知が届かない場合はご連絡ください。
※一次試験合格者は後日、指定する期日までに健康診断書の提出が必要です。

●二次試験

- ・期日 10 月中旬～下旬
- ・内容 集団討論、面接など

●採用予定日

27 年 4 月 1 日（条件付き採用期間 6 カ月）

●給与など

- 一般行政職（高校卒）初任給 14 万 100 円以上
- 給与は「内子町職員の給与に関する条例」などの規定に基づいて支給します。

●共通応募書類

申込書、履歴書、最終学校卒業（見込み）証明書

●申込書の取得方法

- ①内子町ホームページからダウンロード
☞<http://www.town.uchiko.ehime.jp/>
- ②郵便請求
封筒の表面に「受験申込用紙請求」と朱書きし、「職員採用試験申込用紙等請求」と書いた用紙に氏名・住所・連絡先（電話番号など）を記し、120 円分の切手を同封して送付してください。
- ③窓口請求
総務課 人事・給与係で配布します。

●応募受付期間

7 月 9 日（水）～8 月 8 日（金）
※郵送の場合は、封筒表面に「受験申込書在中」と朱書きしてください。（消印有効）

●その他

- ・受験者が一定程度の成績に達しないときは、採用に至らない場合もあります。
- ・詳細は募集要項をご確認ください。要項は窓口またはホームページでご覧になれます。

【応募先・問い合わせ】

総務課 人事・給与係
〒795-0392 内子町平岡甲 1 6 8 番地
☎0893(44)6150
受付：平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

○後期高齢者医療保険制度のお知らせ

被保険者証が新しくなります

8 月 1 日から後期高齢者医療保険の被保険者証が新しくなります。

●対象

後期高齢者医療保険の被保険者（75 歳以上の人および 65 ～ 74 歳で一定の障がいがあり愛媛県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている人）

●新被保険者証の送付

新しい被保険者証（若草色）は 7 月下旬に郵送します。

※8 月 1 日以降は、現在の被保険者証（青色）は使用できません。

●有効期限

8 月 1 日（金）～27 年 7 月 31 日（金）

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」も新しくなります

認定証の交付を受けている人で要件を満たしている人には、被保険者証と一緒に新しい認定証を送付します。申請は不要です。

※新たに認定証の交付を必要とする場合や、「長期入院該当」の適用を受ける場合は、申請が必要です。

26 年度保険料額をお知らせします

26 年度の保険料額決定通知書を 7 月中旬に送付します。

保険料は、被保険者に一律に課される「均等割額」と、前年の所得に応じた「所得割額」を合計した金額となります。

ただし、所得などに応じて軽減される場合があります。詳しくは、被保険者証と一緒に送付する「制度のご案内」をご覧ください。

●26 年度保険料（年額）

一人当たりの保険料（年額）	
＝	
均等割額	所得割額
45,231 円	＋ 基礎控除（33 万円）後の 総所得金額など × 9.05%

コラム＊ねんきん瓦版

新年度の保険料免除・猶予の申請は 7 月から受け付けます

26 年 4 月から 27 年 3 月までの国民年金保険料は、月額 15,250 円です。

経済的な理由などで国民年金の保険料を納めることが難しい場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30 歳未満）納付猶予制度」をご利用ください。

●申請は原則として毎年度必要です

免除・猶予の承認期間は、7 月～翌年 6 月です。26 年度の申請は 7 月 1 日から受け付けています。25 年度中にこれらの制度を利用していた人で、26 年度も継続を希望する場合は、再度申請が必要となりますのでご注意ください。

申請手続きは、役場の国民年金係で行うことができます。

●「未納」と「免除・猶予」の違い

国民年金を受給するためには、保険料を納付した期間（受給資格期間）が一定期間以上あること

が要件となっています。免除・猶予期間はこの受給資格期間に算入されますが、未納期間は算入されません。

●未納のままにしておくと……

▷障がいや死亡などの不慮の事態が起きたとき、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

▷老齢基礎年金を、将来的に受けられない場合があります。

未納にならないよう、免除・猶予などの申請を行ってください。27 年 9 月までであれば、過去 10 年に納め忘れた年金を納付できる制度もあります。詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】

住民課 国民年金係
☎0893(44)6152

各種福祉手当の制度をご存じですか

福祉手当

●児童手当

児童を養育している人に手当を支給し、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

(1)対象

中学校修了前(満15歳以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している人

- 支給額(児童1人当たり月額)
 - ・3歳未満 1万5000円
 - ・3歳以上小学生 1万円
 - ・第3子以降は1万5000円
 - ・中学生 1万円

※所得制限を超えている場合は一律5000円

(3)支給日 2、6、10月の各11日

●特別児童扶養手当

- (1)対象 障がい児(20歳未満)を家庭で監護している人

(2)受給者の要件

・父母：国内に住所があり、障がい児を家庭で監護していること

・養育者(父母以外)：障がい児と同居して監護し、生計を維持していること

※一定以上の所得がある場合は対象外となります。

- (3)児童の要件 国内に住所があり障がい事由とする公的年金を受給していない児童で、法令に定める障がいの状態にあつて福祉施設などに入所していないこと

(4)支給額(児童1人当たり月額)

- ・1級 4万9900円
- ・2級 3万3230円

(5)支給日 4、8、11月の各11日

●児童扶養手当

(1)受給者の要件

次のいずれかに該当すること。

- ・父母：①離別などにより生計を別にして児童を監護している②父または母に重度の障がいがある(養育者も該当)

(2)児童の要件

次のいずれかに該当すること。
 ・①父母が離婚②父または母が死亡、重度の障がい、生死が

明らかでない状態にある③父または母に引き続き1年以上遺棄されている④父または母が裁判所からDV保護命令を受けている⑤父または母が引き続き1年以上拘禁されている⑥母が婚姻によらないで懐胎⑦父母ともに不明

※一定以上の所得がある場合は対象外となります。

(3)支給額 月額9680～4万1020円(所得に応じる)

(4)支給日 4、8、12月の各11日

●障害児福祉・特別障害者手当

- (1)対象 重度の障がいのため日常生活で常に特別の介護を必要とする人

(2)受給者の要件と支給額(1人当たり月額)

- ・障害児福祉手当：障がいを事由とする年金などを受けていない人で、福祉施設などに入所していないこと／1万4140円

・特別障害者手当：障がい者施設や病院、診療所などに入所

または入院していないこと／2万6000円

※一定以上の所得がある場合は対象外となります。

(4)支給日 2、5、8、11月の各10日

【申請・問い合わせ】

保健福祉課

☎0893(44)6154



●経済センサス基礎・商業統計の調査を行います

経済センサス基礎調査は、国内の事業所および企業の基本的構造を明らかにするための調査です。また商業統計調査は、国内の商業の実態を明らかにするために実施します。全ての企業・事業所を対象に調査を行うことで、「今」の経済を全国的・地域別に知ることができます。趣旨をご理解の上、回答をお願いします。

願います。

●調査基準日 7月1日(火)

- 調査方法 町内の事業所に対し、調査員が配布した調査票で行います。

【問い合わせ】

○コールセンター(通話無料)

☎0120(0701)70

○総務課 広報・広聴係

☎0893(44)6151

●内子分庁舎の耐震補強工事を実施します

災害時の防災対策・対応の拠点施設となる内子分庁舎の耐震補強・老朽改修工事を行います。仮設庁舎を設けず工事を行うため、庁舎内で部署の一時移転を予定しています。また「行政相談」「心配ごと相談」などは、会場を変更して行いますので、

ご注意ください。

皆さんにご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

●工事期間

26年7月上旬～27年3月下旬(予定)

【問い合わせ】

総務課 管財係

☎0893(44)6150

●はらっぱ基金の活用団体を募集します

「内子いかざき小田川はらっぱ基金活用事業」の活用団体を募集します。小田川流域についての学習会や保全活動を行う団体に対する助成事業です。詳しく

は、お問い合わせください。

●申込期限 9月1日(月)

【申込・問い合わせ】

建設デザイン課 管理係

☎0893(44)6157

●「キウイフルーツかいよう病」拡大防止にご協力ください

キウイの木を枯らす「キウイフルーツかいよう病」が広がっています。病原性の強い「Psa3系統」という型で、国内で初めて、愛媛県内で確認されました。感染力が強いので、庭先でキウイフルーツを栽培している人も、感染防止にご協力ください。

●発病状況

▷果実以外のほとんどの部位で発生します。感染した枝は亀裂や切り口から細菌液を浸出し、発芽しなかったり枯死したりします。

▷Psa3型は病原性が強く、発病した木は収量が著しく低下します。

▷病原細菌は風雨などによって飛散し拡大します。感染すれば治療方法はありません。

●発病後の症状

枝枯れ、芽枯れ、蕾の枯死、葉の斑点、樹液の流出などの症状が現れます。

※症状が見られる場合は、内子町農村支援センターにご連絡ください。



発病した木の葉

枝の傷から白色の樹液が出る

●防除対応

▷発病した木は早期に伐採し発生源を絶ちます。

園地のキウイフルーツ樹を全て伐採し、落ちた枝や葉を適正に処分する必要があります。

▷伐採に用いた器具は必ず消毒してください。

▷発生予防は銅剤、抗生物質を使用します。

※詳しくは、愛媛県病害虫防除所のホームページで確認してください。

●その他

感染した木の果実を食べても健康に影響はありません。また動物や野菜には感染しません。

【問い合わせ先】

内子町農村支援センター

☎0893(44)2199

○内子座物語をつくろう！ 特別講座 「のぞいてみよう——能のおはなし——」

28年の内子座創建100周年に向けて、住民参加の舞台づくりを目指す講座「内子座物語をつくろう！」を開きます。

今回は特別講座として、シテ方金剛流能楽師で重要無形文化財総合指定保持者の宇高通成さんを迎え、講演と能のワークショップを行います。

●日時 7月26日(土) 午後3時
●場所 内子座
●参加費 無料

●その他
・白足袋か白靴下をご持参ください。
・財団法人地域創造の助成を受けています。
・実践講座(有料)を全6回行う予定です。詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】
町並・地域振興課 伝統文化施設係
☎0893(44)2118

○下水道排水設備工事責任技術者試験

下水道排水設備工事の責任技術者の試験が次の要領で行われます。

●日時 11月1日(土)
午後1時30分～3時30分
●場所 松山大学2号館
●試験手数料 4000円
●申込方法 申込書に記入して郵送してください
※申込書は7月下旬から建設デザイン課下水道対策班で配布する予定です。
●申込受付期間 8月11日(金)～9月12日(金) 消印有効

※詳しくは、お問い合わせください。

【申込・問い合わせ】

○東京都下水道サービス(株)
〒100-0004
東京都千代田区大手町
2-6-2日本ビル内
○東京都下水道サービス(株)
☎03(3241)0818



下水道マスコット
「スイスイ」

○町有地を公売します

●売却物件

①元大瀬診療所(大瀬・成屋)
▽売却物件 土地(宅地)
▽所在地番 大瀬中央4623
▽土地の面積 189・64㎡
②元大瀬診療所裏(大瀬・成屋)
▽売却物件 土地(宅地)
▽所在地番 大瀬中央4626
▽土地の面積 39・96㎡



②元大瀬診療所裏 ①元大瀬診療所

③郷の谷工業団地(内子)

▽売却物件 土地(雑種地)
▽所在地番 内子4271番15ほか2筆
▽土地の面積 合計2147㎡
●申込方法 申込書を渡します
ので、7月17日(木)までに担当係へご連絡ください。
●申込期限 7月30日(水)

●落札者の決定

①②は入札会を実施し、当選者を決定。③は抽選で当選者を決定。期限までに申し込みがない場合は、先着順に売却。
●その他 入札保証金などが必要。早めにお申し込みください。

【問い合わせ】

総務課 管財係
☎0893(44)6150

○町内放送の内容をメール配信します

聴覚障がいのある人を対象に、町内放送の内容をメールで配信します。メール配信を希望する人は、メールでご連絡の上、お申し込みください。

【申込・問い合わせ】
総務課 広報・広聴係
☎0893(44)6151
✉koho@town.uchikoehime.jp/

○町内2施設の指定管理者を募集します

●指定の期間

26年10月1日(水)～31年9月30日(月)

●応募資格 法人その他の団体(個人での応募は不可)

●応募方法 各施設が定める「指定管理者指定申請書」に事業計画書などを添えて、期間内にそれぞれの提出先に提出してください。

●提出日時

7月14日(月)～28日(月)
平日の午前9時～午後5時

●指定管理者の決定 提出された書類をもとに候補者を選定した後、内子町議会の議決を経て決定(指定)します。

●その他 詳しくは、条例および規則をご確認ください。(それぞれの提出・問い合わせ先で閲覧可)

①五十崎特産センター(手づくり農産加工研修センター含む)

●所在地 五十崎甲1760番地1

●業務および事業

施設の利用の許可および運営、維持管理に関する業務など

【提出・問い合わせ】

産業振興課 農業振興係

☎0893(44)2123



「五十崎特産センター」

②内子町成留屋地区まちづくり施設(大瀬の館・大瀬の米蔵)

●所在地

▷大瀬の館 大瀬中央4610番地1
▷大瀬の米蔵 大瀬中央4591番地

●業務および事業

施設の利用の許可、維持管理、宿泊、地域の活性化に関する業務など

【提出・問い合わせ】

町並・地域振興課

☎0893(44)2118



「大瀬の館」

○国民健康保険税が改正されます

国民健康保険税は、被保険者の皆さんが病院にかかったときの医療費に充てられる大切な財源です。26年度から国民健康保険税の限度額と軽減対象所得を改正したので、お知らせします。

《改正点》

①世帯の合計所得が一定基準以下の場合、所得に応じて均等割と平等割が7割、5割、2割の割合で軽減されます。5割と2割の軽減を見直し、対象となる範囲を拡大します。(下表参照)

(表) 軽減の対象となる所得

	25年度	26年度
7割軽減	所得 ≤ 33万円	変更なし
5割軽減	所得 ≤ 基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × (世帯主を除く被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	所得 ≤ 基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × (世帯主を含む被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
2割軽減	所得 ≤ 基礎控除額(33万円) + 35万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	所得 ≤ 基礎控除額(33万円) + 45万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

②国保税を構成する区分のうち、後期高齢者医療支援金分と介護保険分の課税限度額をそれぞれ2万円引き上げます。

▷後期高齢者医療支援金分 14万円→16万円

▷介護保険分 12万円→14万円

※医療保険分は51万円で据え置き。

【問い合わせ】

税務課 保険税係

☎0893(44)6153